

北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に抗議する決議

北朝鮮は、7月4日に弾道ミサイルを発射し、日本の排他的経済水域に落下させたのに続き、7月28日も弾道ミサイルを発射し、奥尻島の北西約150キロメートルの日本の排他的経済水域に落下させた。

我が国を初め国際社会は、累次にわたり、国連の安全保障理事会決議を遵守するよう求めてきたにもかかわらず、核実験や各種ミサイル発射等の軍事的挑発行為を続けていることから、8月5日の国連安全保障理事会において、北朝鮮に対する新たな制裁決議を全会一致で採択したところである。

その後も、8月26日に短距離ミサイル3発を発射したのに続き、8月29日も弾道ミサイルを発射し、襟裳岬の上空を通過して襟裳岬の東約1,180キロメートルの太平洋上に落下させたほか、9月3日には6回目の核実験を行ったことから、9月11日の国連安全保障理事会において、北朝鮮に対する追加制裁決議を全会一致で採択したところである。

それにもかかわらず、9月15日には再び北海道上空を通過する弾道ミサイルを発射し、襟裳岬の東約2,200キロメートルの太平洋上に落下させた。

今後も断続的に各種ミサイル発射が続けば、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて危険極まりなく、我が国の安全保障に対しても、深刻かつ重大な脅威となるものである。

平和な世界の実現を願い平和都市宣言を行っている本市は、国際社会のルールと秩序を踏みにじり、平和を脅かすような行為を断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮による弾道ミサイルを初めとする各種ミサイルの発射及び核実験に強く抗議するとともに、国際社会の一員として、平和と安全を脅かす行為を繰り返すことのないよう強く求める。

上記、決議する。

平成29年9月26日

北海道江別市議会